

<特定保健指導について>

当院では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高いと判定された方に対し、生活習慣の改善を支援する「特定保健指導」を実施しています。

1. 事業の目的及び運営の方針

受診者が自らの健康状態を正しく理解し、生活習慣の改善に向けた具体的な目標を立て、それを継続できるような支援を行うことを目的とします。個人の意思を尊重し、専門スタッフが実践的かつ効果的なアドバイスを提供します。

2. 統括者の職種

統括責任者：管理栄養士

※個人情報保護の観点から氏名は公表しておりませんが、詳細は当院窓口にて確認可能です。

3. 従業者の職種及び員数

実施者：管理栄養士(1名)

4. 保健指導の実施日及び実施時間

実施日：月・火・水・木・金・土

実施時間：10:00～12:00

休業日：日曜日・祝日・年末年始・当院規定の休診日

5. 保健指導の内容及び費用

支援形態：動機付け支援、積極的支援

内容：面談による生活習慣の振り返り、目標設定、継続的フォローアップ(メール、電話、手紙等)

費用(自己負担額)：ご加入の医療保険者(協会けんぽ等)との契約に基づきます。

※多くの場合、全額補助(自己負担なし)となります。

6. 通常の事業の実施地域

鹿児島市内全域

※その他の地域については個別にご相談ください。

7. 緊急時における対応

保健指導の実施中に受診者の体調に異変が生じた場合は、速やかに当院医師と連携し、必要な応急処置および医療措置を講じる体制を整えています。

8. その他運営に関する重要事項

守秘義務：業務上知り得た受診者の個人情報、個人情報保護法および当院の個人情報保護方針に基づき、厳重に管理いたします。

苦情相談：特定保健指導に関するご相談や苦情は、当院の受付窓口にて承ります。

9. お問い合わせ

電話番号 099-223-7531

医療法人 尚愛会 小田原病院 管理栄養士

更新日:2026/02/21